

議案第 77 号

狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立富士見公民館

狭山市立水野公民館

狭山市立広瀬公民館

2 指定管理者として指定するもの

オーエンス・N T T ファシリティーズグループ

代表者 東京都中央区銀座 4 丁目 1 2 番 1 5 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

構成員 東京都中央区銀座 4 丁目 1 2 番 1 5 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号

株式会社 N T T ファシリティーズ

代表取締役 筒 井 清 志

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 26 年 11 月 26 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。